

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所
氏 名

(署名又は記名押印)

登録者との続柄

同 意 書

登録者 の近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業の利用に当たり、
下記の事項について同意します。

なお、近江八幡市、関係機関及びこの事業の趣旨に賛同し、事業協力機関として登録され
た事業者等（以下「協力機関」という。）が、事業の実施に際して、登録者に係る事故、問
題等が生じた場合であっても、その責任を負わないことに異議ありません。

記

- 1 登録者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）における被害者で支援措置を講じている者ではないこと。
- 2 近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録申請書及び近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業登録票（以下「登録申請書等」という。）の内容を関係機関及び協力機関に情報提供すること。（提供範囲は裏面のとおり）
- 3 対象要件の確認のために必要がある住民基本台帳の情報、要介護認定又は要支援認定に係る調査結果、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書の内容又は基本チェックリストの結果について市が確認すること。
- 4 行方不明の連絡、通報等があった場合において、登録申請書等の内容を関係機関及び協力機関に情報提供すること。
- 5 登録申請書等の内容に変更が生じた場合及びこの事業の利用を必要としなくなった場合は、速やかに近江八幡市へ届け出ること。
- 6 行方不明の発生の際は、申請者、家族等は、速やかに近江八幡市及び近江八幡警察署に届出すること。また、捜索活動等への積極的な参加及び協力を行い、行方不明者が発見された場合には、速やかに引き取り、身体状況を確認すること。
- 7 近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業及びSOSネットワーク事業実施要綱の内容を遵守すること。

【外部への情報提供について】

情報提供を希望されるものに○をしてください。

登録情報の事前の情報提供	近江八幡警察署への情報提供 (必須)	○
	地域包括支援センター（包括的支援事業の委託先を含む。）への情報提供 (必須)	○
	担当民生委員への情報提供 (任意)	
行方不明時や公開捜索の情報提供の意向	滋賀県内の他市への情報公開 (任意)	
	全国の都道府県・市区町村への情報公開 (任意)	
	特定の都道府県・市区町村への情報公開 () (任意)	
	近江八幡市タウンメール配信システムでの情報公開 (任意)	
	行政機関への情報公開 (任意)	
	関係機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会その他公的団体） (任意)	
	近江八幡市認知症高齢者等SOSネットワーク（民間協力事業所を含む。） (任意)	
	市庁舎等への掲示による不特定多数への公表 (任意)	
	インターネットによる不特定多数への公表 (任意)	
	報道機関への資料提供 (任意)	

※ 実際に行方不明が発生した場合は、公開捜査の意向や公開する情報の範囲について、再度ご家族に確認させていただき、同意の下に情報提供を行います。

※ 申請書等に記載された情報は、近江八幡市認知症高齢者等事前登録事業及びSOSネットワーク事業以外の目的に使用することはありません。